

新型コロナウイルス感染症対応検証報告書（案）及び関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編（新型インフルエンザ等））改訂（中間案）へのご意見・ご提案に対する関西広域連合の考え方

No.	ページ数	ご意見・ご提案	関西広域連合の考え方
<b>新型コロナウイルス感染症対応検証報告書</b>			
1	P28	2 取組の検証 (1)情報共有と連携 ①対策本部会議における情報共有の【今後の方向性】のa)を以下のとおり修正されたい。 【修正案】 a)内閣感染症危機管理統括庁や国立健康機器管理研究機構等との連携による新型感染症の発生や感染動向の迅速な把握と、当該情報を構成団体間で共有する体制の強化、訓練の実施 国との連携強化を進め、平時から国との意見交換を定期的に行うとともに、有事における感染症対策の立案及び実施にあたっては、現場である各府県の感染情報や意見が適切に反映される仕組みを構築 【修正理由】 ・内閣感染症危機管理統括庁が令和5年9月から発足したことや、国立健康機器管理研究機構が令和7年度創設予定となっていることなど、次の感染症対策に係る国の体制が明らかになってきたことから、具体的に記載してはどうか。 ・県知事が、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部長として参加している「新型インフルエンザ等対策推進会議」において、令和5年12月の中間とりまとめの中で、以下のとおり、国と地方自治体等が連携を強化していくことが重要であるとの記述が盛り込まれた。国と地方との連携強化については、最も強く意見提言させていただいた項目であり、今後の方向性の中にも盛り込んでいただきたい。 【中間とりまとめ第4章 対策の主要項目の方向性(各論) (3) II 国と地方との連携強化(抜粋)】 感染症対策に当たっては、平時から国と地方自治体等の意見交換を進め、有事における感染症対策の立案及び実施に当たって、現場である地方自治体等の意見を適切に反映させることが重要である。また、国と地方自治体等が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認・改善していくことが重要である。	ご指摘を踏まえ、修正します。
<b>総則編、地震・津波対策編</b>			
1	P35	「～地震・津波災害に備えて、日頃から、一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、～」中の「自助」「共助」に関し説明してください。 具体的には、一般市民、地方庁、広域連合いずれに該当するのでしょうか。 【背景・理由】 日本経済新聞2023年(令和5年)12月22日(金)12版 政治外交 4ページ 感染症・災害 国に指示権 地方制度調査会12月21日、大規模な感染症や災害などの非常時に個別の法律に規定がなくとも国が地方自治体に必要な指示ができることを求めた、とある。	「自助」及び「公助」については、総務省消防庁HP(リンク: <a href="https://www.fdma.go.jp/relocation/ecollege/cat63/cat39/cat22/4.html">https://www.fdma.go.jp/relocation/ecollege/cat63/cat39/cat22/4.html</a> ) や令和5年防災白書等において説明がございますので、そちらをご覧ください。
2	P35	「～次に掲げる減災対策の普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。」とあるが、①災害が起きて、自治体の備蓄は十分あるのか。②流通備蓄は機能するのか。 以上について、教えてください。 厚生労働省が2020年に公表した「大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター」では、市町村に3日分の食料備蓄を求めている。	① 自治体によっては備蓄物資をホームページにて掲載しておりますので、そちらをご覧ください。なお、関西広域連合では、近畿圏相互応援に関する基本協定に基づき、備蓄物資の不足が生じないよう、年1回、各構成府県市の備蓄物資の保有状況等の確認を行っております。 ② 関西広域連合においては、災害発生直後に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備するため、物資集積・配送マニュアルを作成・運用しています。 また、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害に際して、関西広域連合が民間物流事業者と連携した物資の輸配送、民間流通事業者と連携した物資の確保、関西の広域防災拠点のネットワーク化を図ることにより、大規模広域災害時に緊急物資等を円滑に供給する「緊急物資円滑供給システム」を構築しております。 同マニュアル及びシステムの詳細については、関西広域連合ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。
<b>風水害対策編</b>			
1	P48、50、71、73、77	「避難勧告」は、「避難指示」の誤りではないですか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
2	P54、P55	「土砂災害危険箇所」(「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」含む)については、令和5年11月10日付国土交通省水管理・国土保全局砂防部事務連絡「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて(補足)」において「地域防災計画等に土砂災害危険箇所に関する記載がある場合は、それらの改定の際に削除するよう努められたい」とされています。	構成府県市の対応状況を踏まえて、今後、修正に向けて検討します。
3	P69	「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.4)については、現在の最新版が令和5年5月版ですので、修正してはどうでしょうか。84ページに引き続き、車での避難に内在する危険性に関する記載があります。	ご指摘を踏まえ、出辞を「国土交通省「水害ハザードマップ」(R5.5)を元に作成」に修正します。 なお、本文につきましては、H28.4版とR5.5版に記載されている「車での避難に内在する危険性」の内容に変更がないので、原案のとおりとします。
4	P71、P73	「避難準備情報」は、「高齢者等避難」の誤りではないですか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
5	P72	「土砂災害の危険度分布」は、「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」の誤りではないですか。	避難情報に関するガイドライン(R3.5改定、R4.9更新)において、土砂災害の危険度分布を活用して発令対象区域の設定をしていることから、原案のとおりとします。
6	P73	「はん濫注意水位」等について、他のページでは、「氾濫」と漢字で記載されていますので、統一してはどうでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正します。
<b>感染症対策編（新型インフルエンザ等）</b>			
1	P29	関西圏域の地方衛生研究所の表について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所森ノ宮センター及び天王寺センターは、下記のとおり令和5年1月に新施設に移転しています。 【移転前】 ① 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所森ノ宮センター 大阪市東成区中道1丁目3番69号 ② 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所天王寺センター 大阪市天王寺区東上町8番34号 【移転後】 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 大阪市東成区中道1-3-3	ご指摘を踏まえ、修正します。